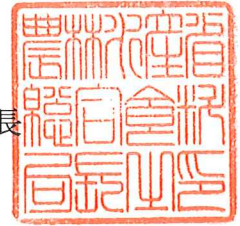


21総合第344号  
平成21年5月22日

日本百貨店協会 会長 殿

農林水産省総合食料局長



国内での新型インフルエンザ患者の発生に伴う感染拡大の防止のための措置の徹底について（追加情報提供等）

今月16日の国内での新型インフルエンザ（H1N1）患者の発生を受け、同日、貴団体に対し、政府の新型インフルエンザ対策本部幹事会による「確認事項」等について情報提供し、感染拡大の防止のための措置の徹底について対応をお願いしたところです。

本日、その後の状況の変化を踏まえ、政府の第4回新型インフルエンザ対策本部において「基本的対処方針」（別紙1）が改訂され、そのQ&A（別紙2）が公表されましたので、貴団体におかれましては、これらの内容を御了知の上、貴団体における対応をお願いするとともに、貴団体より傘下事業者等の皆様方に対し、これらの情報を提供し、感染拡大の防止のための措置等の実施に遺漏がないよう要請方よろしくお願いいたします。

また、今般の状況においては正確な情報の共有が特に重要であることから、食品産業事業者の皆様方から、食料品等の生産・製造、流通、販売の動向等に関する情報を随時ご提供頂きますとともに、傘下事業者の事業継続計画の検討・策定状況等についても随時把握・ご報告頂きたいと考えております。今後ともご協力の程よろしくお願いいたします。

参考資料：医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針